

議第15号

令和8年度滋賀県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度滋賀県の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

総 合 病 院	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
588床	123床	711床

(2) 年 間 患 者 数

	総 合 病 院	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院	174,470人	35,040人	209,510人
外 来	291,128人	28,250人	319,378人

(3) 1日平均患者数

	総 合 病 院	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院	478人	96人	574人
外 来	1,208人	117人	1,325人

(4) 主要な建設改良事業

総合病院病院整備事業

医療器具および備品購入

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足額の解消に充当するため、企業債（経営改善推進事業）492,600千円を借り入れる。

収 入

款	項	金 額
1 病 院 事 業 収 益		千円 30,447,900
	1 医 業 収 益	24,968,651
	2 医 業 外 収 益	5,224,449
	3 附 帯 事 業 収 益	254,800

支 出

款	項	金 額
1 病 院 事 業 費 用		千円 31,209,400
	1 医 業 費 用	30,096,224
	2 医 業 外 費 用	858,376
	3 附 帯 事 業 費 用	254,800

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,891,600千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,474,808千円、退職給付引当金に係る特定資金 923,112千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 1,120千円で補填し、なお不足する額 492,560千円は、企業債（経営改善推進事業）で措置するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 1,256,900
	1 企 業 債	1,175,600
	2 補 助 金	14,168
	3 負 担 金	67,132

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 4,148,500
	1 建 設 改 良 費	1,320,073
	2 企 業 債 償 還 金	2,828,427

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
総合病院病院整備事業 〔小児病棟移転〕 〔その他工事〕	令和9年度	1,042,127千円
総合病院病院整備事業 (小児新棟設計業務)	令和9年度	129,860千円
総合病院運営管理事業 (医薬品調達)	令和8年度から 令和9年度まで	90,000千円
総合病院運営管理事業 (検査試薬調達)	令和8年度から 令和9年度まで	336,000千円
総合病院運営管理事業 (診療材料調達)	令和8年度から 令和9年度まで	2,940,000千円
総合病院運営管理事業 〔医療支援・患者〕 〔サービス提供業務〕	令和8年度から 令和12年度まで	2,429,899千円
総合病院運営管理事業 (療養サービス提供業務)	令和9年度から 令和11年度まで	1,409,310千円
総合病院運営管理事業 〔遠隔操作型内視鏡下〕 〔手術システム〕 〔保守点検業務〕	令和8年度から 令和12年度まで	85,712千円
総合病院運営管理事業 〔密封小線源治療〕 〔システム保守点検業務〕	令和9年度から 令和12年度まで	12,400千円
総合病院運営管理事業 (職員宿舍管理業務)	令和9年度から 令和10年度まで	2,200千円
精神医療センター運営管理事業 〔医療支援・患者〕 〔サービス提供業務〕	令和8年度から 令和11年度まで	249,526千円

事 項	期 間	限 度 額
医 薬 品 調 達	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	4,200,000千円
院 内 保 育 所 運 営 業 務	令 和 8 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	166,011千円
公営企業会計税務相談支援業務	令 和 9 年 度	489千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総合病院病院整備事業費	千円 1,146,400	普通貸借または 証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
精神医療センター病院整備事業費	29,200			
経営改善推進事業費	492,600			
計	1,668,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 14,554,571千円

(2) 交 際 費 70千円

(他会計からの補助金)

第9条 がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、45,290千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,660,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
工 具 器 具 お よ び 備 品	核医学診断用検出器回転型SPECT装置	1

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造